

○上市町総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略審議会の設置及び運営に関する条例

平成2年3月26日条例第2号

(設置)

第1条 上市町総合計画（町政に関する総合的な計画をいう。以下「総合計画」という。）及び上市町まち・ひと・しごと創生総合戦略（まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定により定めたまち・ひと・しごと創生に関する町の施策についての基本的な計画をいう。以下「総合戦略」という。）に関する事項を審議させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、上市町総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 総合計画及び総合戦略の策定、効果の検証及び見直しについて、町長からの諮問に応じてその審議を行い、その結果を答申すること。
- (2) その他総合計画又は総合戦略に関し町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 町行政委員会の委員
- (2) 関係諸団体の役職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が任命する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が在任していないときの会議は、町長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 専門事項の調査のため、審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、町長が委嘱する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(上市町各種委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)
- 2 上市町各種委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例（昭和42年上市町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「総合計画審議会委員」を「総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員」に改める。